住居にお困りの方へ

志木市 SHIKI CITY

住居確保給付金のご案内

家賃補助と転居費用の支援があります

離職・廃業や収入減少等により、住居を失った方、または住居を失うおそれがある方に対して、一定の要件を満たす場合には、家賃や転居費用を支給します。
まずは、下記の相談窓口にお問い合わせください。



①家賃補助
住居維持のための支援

離職等又はやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を失った方、または、失うおそれがある方に、求職活動等を条件に、家賃相当分額を一定基準で支給します。



支給額（上限有り）

実際に支払う家賃を一定額の上限額まで支給します。支給額は、世帯人数や月の収入によります。
※下記の「家賃補助の支給上限額(月額)」参照

支給期間

原則３ヶ月（最長９ヶ月まで延長可能）

対象となる方（主な要件）

・離職・廃業・または収入減少等により、経済的に困窮していること
・世帯の収入や資産が一定基準以下であること
※下記の「収入基準額(月額)」および「金融資産の上限額」参照（志木市の目安）

②転居費用
家計改善のための転居を支援

収入が大きく減少し、家賃が適正な住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められること等を要件として、転居費用を支給します。



支給額（上限有り）

申請者が実際に要する経費を、転居費用支給上限額の範囲内で支給します。ただし、支給対象外（敷金・前家賃）となる経費もあります。

対象となる方（主な要件）

・収入減少により家計が苦しく、家計改善のための転居が必要と認められること
・世帯の収入や資産が一定基準以下であること
※下記の「収入基準額(月額)」および「金融資産の上限額」参照（志木市の目安）

相談から支援までの流れ

①問い合わせ
まずは下記の相談窓口へご連絡ください

〉

②ご相談
状況や困りごとをお聞きし、制度のご案内や要件を確認します

〉

③申請・審査
必要書類をご提出いただき、要件を審査します

〉

④支給決定
要件を満たす場合支給が決定されます

〉

⑤支給開始
家賃補助または、転居費用の支給が開始されます

※家賃補助の支給上限額(月額)

世帯人数	支給上限額
1人	43,000円
2人	52,000円
3人	56,000円
4人	56,000円
5人	56,000円
6人	60,000円

※収入基準額(月額)

世帯人数	収入基準額
1人	135,000円
2人	191,000円
3人	228,000円
4人	270,000円
5人	311,000円
6人	357,000円

※金融資産の上限額

世帯人数	上限額
１人	552,000円
２人	834,000円
３人以上	1,000,000円

まずはお気軽にご相談ください

基幹福祉相談センター（志木市役所　共生社会推進課内）
〒353－8501　埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号
☎048-456-6021
kikan-soudan@shiki.syakyo.or.jp

基幹福祉相談センターホームページ

受付時間
月曜日～金曜日
（祝日・年末年始を除く）
8時45分～16時30分